第7期小郡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)に対するパブリック・コメント(意見募集)結果報告

1 意見募集期間

平成30年1月16日(火)から平成30年2月13日(火)まで

2 実施方法

第7期小郡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)を市ホームページ、市役所本館1階、介護保険課窓口、あすてらす、生涯学習センター、小郡交流センター、のぞみがおか生楽館及び市内各校区公民館等で閲覧可能とし、意見提出様式により意見募集を行った。

3 意見提出者数(意見数)

1名(意見数 5件)

4 意見の概要及び意見に対する市の考え方

No.	ページ・計画(案)該当箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	P3 第1章 計画の策定にあたって 第1節 計画策定の背景と趣旨 第7期(H30~H32)計画のポイント	〇第7期計画のポイント及び全体に関して 第7期計画のポイントとして、「地域共生社会の実現」というキーワードが記載されています。地域共生社会は、国が進めている重要なキーワードであり、実現に向けて介護保険法の改正も行われています。本計画では、「地域共生社会の実現」に向けた取り組みが、重要視されていないように思えます。地域共生社会の取り組みを整理して、記載する必要があるのではないでしょうか。	○第7期計画のポイント及び全体に関して 国が進めていますように「地域共生社会の実現」は、大切なキーワードとして認識していますので、追加記載をします。 なお、詳細な取り組みの内容については、国や県の施策及び本市の状況を再確認しながら検討し、実施していきます。
2	P5 第1章 計画の策定にあたって 第2節 計画の位置づけ 2 関連計画との連携	〇関連計画との連携について 関連計画との連携において、総合振興計画、国や県の計画の他に、 小郡市地域福祉計画とその他の関連計画との整合が記載されています。介護保険法の改正の中で、地域共生社会に向けた取り組みの推 進として、地域福祉計画の充実が挙げられており、整合や連携が求め られています。このあたりが、触れられていないようです。地域福祉計 画との充実や整合及び連携の記載が必要ではないでしょうか。	○関連計画との連携について 本計画(案)の策定に当たり、整合と連携を図っています。 特に、地域福祉計画については、各分野の福祉計画を横断的につなぐ計画のために、今後さらに、整合性と連携を図っていきます。

3	P46 第3章 計画の基本的な考え方 第4節 日常生活圏域の枠組み	〇日常生活圏域の枠組みについて 第6期計画までは、市内全域が1つの日常生活圏域でしたが、本計画 では3つに分けると記載されていますが、どのように分けるか記載され ていません。現時点では、未確定で、第7期計画期間中に分けるという ことでしょうか。日常生活圏域は介護保険事業を運営する上で、根幹 部分に位置する区分けのために、明確化できないのであれば計画に 記載するべきではないでしょうか。第7期計画期間中に協議を重ね、第 8期から3つに分けるほうが良いかと思います。若しくは、計画書に記 載するのであれば、ある程度の時期や概要など、現時点で確定してい る部分を記載する必要があると思います。	これは、地域包括支援センター運営協議会で 承認を得ているところです。 なお、時期や概要については、第7期計画中に
4	P49以降 第4章 施策の内容	○施策の内容について 介護保険法の改正では、「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」 への取り組み状況に基づく、都道府県・市町村への交付金(インセン ティブ)創設が盛り込まれています。具体的には、「自立支援、介護予 防・重度化防止の推進」に関する目標を記載し、進捗状況によってイン センティブが付与されると理解していますが、本計画ではこの部分はど こに当たるのでしょうか。本計画の中に、、「自立支援、介護予防・重度 化防止の推進」に関する記載は、不要でしょうか。	ンセンティブ)が有効利用できるように取り組みを
5	全体をとおして	○全体をとおして 今回の計画には、改正された介護保険法の内容が反映(重視)されていないように思えます。他の市町村の計画案では、介護保険法の改正内容等を分かりやすく記載されているものもあるようです。改正された介護保険法の内容を含めた計画策定が必要だと考えます。	○全体をとおして 改正された介護保険法の内容は、追加記載します。 また、本計画(案)は、独自項目を追加し実施したニーズ調査(アンケート)や、本市の課題等を整理し、改正された介護保険法と照合しながら策定をしたところです。